ISUM(アイサム)、日本初!ブライダル演出での市販楽曲の適法利用を簡単に実現する ワンストップ・システムのテスト運用開始!

「一般社団法人音楽特定利用促進機構」(英語表記: Initiative for Special Uses of Music 以下、ISUM)は、ブライダル 演出で利用される楽曲の著作権・著作隣接権の処理をオンライン上で簡単にできるシステムのテスト運用を本日開始 いたしました。

ブライダル市場では結婚披露宴、二次会パーティーの演出、または結婚記念品などの用途で、市販楽曲を利用した 演出や商品が不可欠なコンテンツとなっております。その一方で、楽曲の利用の際には各権利者に許諾を得る必要 があり、利用窓口の一元化を望む声がありました。ISUMは、こうした要望に応え、市販楽曲の適法利用スキームによ る著作権・著作隣接権の許諾申請・代行収受を行うワンストップ・システムを提供いたします。

■対象コンテンツ

本システムは、ブライダル演出における以下のコンテンツ利用を対象とし、複製権にかかる著作権・著作隣接権使用 料の代行収受を行います。

1	音声演出コンテンツ	結婚式、披露宴、結婚パーティーで利用する BGM の意。		
		市販楽曲を選曲し、複製(録音)した CD などの記録媒体に係る		
	映像演出コンテンツ	結婚披露宴、結婚パーティーで上映するオープニングムービー、プロフィールムービー、		
2		余興映像などの映像演出コンテンツの意。市販楽曲を利用し、映像(写真、動画、アニメー		
		ション)を組み合わせて複製した DVD などの記録媒体に係る		
3	記録ビデオ	結婚式、披露宴、結婚パーティーの模様を撮影した記録作品の意。当日の模様を市販楽曲が		
		流れている状態で撮影し、複製した DVD などの記録媒体に係る		

■対象楽曲

テスト運用開始時は、レコード協会を通して各レコード会社から許諾を得た約 600 曲が対象です。 人気アーティストのヒット曲からスタンダード曲までが含まれています。楽曲リストの詳細は、ISUM ホームページ (http://isum.or.jp)よりご確認下さい。

利用者からのリクエストを募り、随時楽曲を増やしてまいります。

■利用方法

事業者登録(書面)をした上で、利用申請から各使用料の支払まで一括して行うことができます。 テスト運用期間中は、メール又はお電話にてお問合せいただき、個別に申請許諾を行います。

メールアドレス: info@isum.or.jp 電話番号: 03-6427-4442



■利用料金

利用料金は下記の表の著作隣接権及び著作権使用料とシステム利用料の合計となります。

対象コンテンツと利用料金(9枚までの製造の場合)

	対象コンテンツ	対象コンテンツの 素材・種類	A: 著作隣接権使用料	B:著作権使用料 (JASRAC 管理楽曲の場合)	C:システム利用料
1	音声演出	BGM のみ			
1	コンテンツ	DGIYI (1) (7)	2,000 円/曲 × 製造数	200 円/曲 (※1)	(A+B)×10%
2	映像演出	静止画(写真)の			
		BGM として			
		動画の		500円/分	
3	記録ビデオ	BGM として		(%2)	

- ※1 5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲として曲数を計算します。
- ※2 1,300 円を下回る場合は1,300 円となります。
- ※3 10枚以上製造する場合は、別の料金表となります。
- ※4 上記料金の他に別途消費税がかかります。

<利用料金例>

①音声演出コンテンツ

5曲(5分未満)+5曲(5分以上10分未満)=合計10曲使用し、1枚製造した場合

 A:著作隣接権使用料
 2,000 円×10 曲×1 枚
 20,000 円

 B:著作権使用料
 200 円×5 曲+(200 円×2)×5 曲
 3,000 円 ※1

 C:システム利用料
 2,300 円

 合計
 25,300 円+消費税



②映像演出コンテンツ ※静止画(写真)を利用

1曲(5分30秒のうち、3分45秒)使用した映像を、1枚製造した場合

A:著作隣接権使用料2,000 円×1 曲×1 枚2,000 円B:著作権使用料200 円×1 曲200 円C:システム利用料220 円合計2,420 円+消費税



③映像演出コンテンツ・記録ビデオ ※動画を利用

-1 曲(5 分 20 秒のうち、1 分 59 秒)使用し、1 枚製造した場合

 A:著作隣接権使用料 2,000 円×1 曲×1 枚
 2,000 円

 B:著作権使用料 1,300 円 ※2
 330 円

 C:システム利用料 3,630 円+消費税



■今後の展開

2014年4月1日よりシステムの本運用を開始予定です。

~本件に関するお問い合わせ~

一般社団法人音楽特定利用促進機構

広報担当: 阿部・安田

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-7-18 ハイ・トリオ赤坂八丁目 403

TEL: 03-6427-4442

http://isum.or.jp pr@isum.or.jp

【参考資料】

■JASRAC 著作権使用料「録音」「映像ソフト」について

内容	対象コンテンツ (素材・種類)	収録時間	製造数	単価	申請 単位	計算式
	BGM	5 分未満※1	1~9	200円	1曲	200 円×管理楽曲数
著作権使用料 (録音)			10~49	400円		400 円×管理楽曲数
(単本日)			50~	8円10銭		「1 曲あたり 8 円 10 銭×製造数」 (小数点以下四捨五入)×管理楽曲数
	静止画※5	5 分未満※1	1~9	200円	1曲	200 円×管理楽曲数
著作権使用料 (映像ソフト・静止画)			10~49	400円		400 円×管理楽曲数
(吟献クライ・静止画)			50~	8円10銭		「1 曲あたり 8 円 10 銭×製造数」 (小数点以下四捨五入)×管理楽曲数
	動画※6	1~2分※2	1~50	500円※3	1分	最低料金 1,300 円が適用
著作権使用料 (映像ソフト・動画)		2分1秒~※2	1~50	500円※3		1 曲あたり 500 円/1 分×収録時間(分)
			51~	7円		1 曲あたり 7 円/1 分×収録時間(分)×製造数 ※4

- **1 "録音""映像 (静止画)"における収録時間 $\cdot\cdot\cdot$ 5 分以上の著作物については \cdot 5 分を超えるごとに 1 曲として曲数を計算します。
 - 例) 4分59秒=1曲、5分00秒=2曲、10分00秒=3曲
- ※2 "映像 (動画)"における収録時間…1 分未満は切り上げとします。
 - 例) 0分59秒=1分、1分00秒=1分、1分01秒=2分
- ※3 "映像 (動画)"は複製使用料 (500円) に通常発生する基本使用料 (800円) を含めるものとします。
- ※4 計算結果が最低料金 1,300 円を下回る場合の使用料は 1,300 円とします。
- ※5 音声と共に歌詞や楽譜などがディスプレイに表示される場合は使用料が異なります。
- ※6 以下の音楽出版社が権利者の外国作品は、別途権利者の指定した額(基本使用料)が必要となります。
 作品の権利関係は作品データベース検索サービス「J-WID」(http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/)にてご確認下さい。
 日音/ソニー・ミュージック・パブリッシング/ピアーミュージック/ショット・ミュージック/ワーナー・チャペル音楽出版/日本アメリカーナ音楽出版
 /ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング
- ※ 上記料金の他に別途消費税がかかります。

■一般社団法人音楽特定利用促進機構(ISUM)

ブライダルシーンにおける市販楽曲の適法利用の促進及び音楽著作権の啓蒙活動の一翼を担う事を目的として 2013 年 10 月に設立。

代表理事 アレクサンダー・アブラモフ

1950年東京生まれ。75年上智大学卒業後、(株)ミュージック・ラボを経て、日本フォノグラム(株) (マーキュリー・ミュージックエンタテインメント)に入社。洋楽部部長、代表取締役専務 CEO、代表取締役社長 CEO などを歴任しポリグラム(株)(現ユニバーサルミュージック)取締役を兼任(当時、日本レコード協会理事)。01年 AIA インターナショナルの代表取締役就任。12年「Music for Bridal Initiative ~ ブライダル演出における音源使用を考える会 ~ 」を発足。これを発展させ、今回 ISUM を設立。現在に至る。